

事業承継の第一歩として、

社長の個人保証を 外してみませんか



- ・ 事業承継特別保証制度
- ・ 経営承継借換関連保証制度

既存の借入金を**無保証人**かつ**低金利・低保証料率**の本保証制度にて**借換**することにより、後継者の不安を取り除き、円滑な事業承継が可能となります。

本保証制度の詳細は裏面をご覧ください



あなたの事業を応援するパートナー

静岡県信用保証協会

本店

TEL.054-252-2121

〒420-8710

静岡市葵区追手町5-4

アーバンネット静岡追手町ビル5階

浜松
支店

TEL.053-458-1212

〒430-8666

浜松市中央区田町330-5

遠鉄田町ビル6階

沼津
支店

TEL.055-926-0100

〒410-8691

沼津市米山町6-5

沼津商工会議所会館3階



制度概要

	事業承継特別保証制度	経営承継借換関連保証制度
対象者	(1) 3年以内に事業承継を予定する法人 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過していない法人	3年以内に事業承継を予定する法人
保証限度額	【一般枠】 2億8,000万円	【別枠】 2億8,000万円
保証人	不 要	
保証期間	10年以内	
保証料率	【協会制度】 0.45%～1.90% ※中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合、 0.20%～1.15%	
	【県制度】 0%～0.95%	
融資利率	【協会制度】 金融機関所定利率	
	【県制度】 1.60%以内	
資格要件	【協会制度】 次の①から④の全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②返済緩和中ではないこと ③EBITDA有利子負債倍率 10倍以内 EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費) ④法人と経営者の分離がなされていること	
	【県制度】 上記に加えて以下要件あり ・業歴1年以上など県制度要件あり ・中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認	
対象資金	(対象者(1)の場合) 事業承継時までに必要な事業資金 ・真水資金 ・経営者保証付き融資の借換資金 (対象者(2)の場合) ・事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金	事業承継時までに必要な事業資金 ・経営者保証付き融資の借換資金
認定	不要	必要 (経営承継円滑化法第12条で規定する経済産業大臣の認定)

金融機関、信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。詳しくは、与信取引のある金融機関または当協会までお問合せください。